

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は6万9,000円、申立期間③は9万5,000円、申立期間④は6万6,000円、申立期間⑤は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立事業所が提出した賞与明細書の写しによると、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は6万9,000円、申立期間③は9万5,000円、申立期間④は6万6,000円、申立期間⑤は7万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月21日に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 9 月及び平成 12 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月
③ 昭和 62 年 6 月
④ 昭和 62 年 9 月
⑤ 平成 12 年 3 月

申立期間①について、私は、A市国民年金課職員の身分証明書を提示して集金に来た人に、数回に分けて、それぞれ数か月分ずつの国民年金保険料を納付した。金額は5万円前後で、3万円前後のときもあった。

申立期間②から④までについては、保険料を口座振替により納付していた。口座に残高が無く、口座振替ができなかった場合は、A市からその旨の通知が来ていたので、通知を受けた後、自分で金融機関に行って当該口座に入金し、その後再度引き落とししてもらうことによって納付していた。

申立期間⑤についても、申立期間②から④までと同様に保険料を口座振替により納付しており、申立期間⑤の前後 20 年間余り途切れることなく納付しているにもかかわらず、1か月分のみを納付しないということは考えられない。

申立期間について、保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市国民年金課職員の身分証明書を提示して集金に来た人に、数回に分けて、それぞれ数か月分ずつの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A市は、「申立期間①当時、保険料の未納者に納付指導

を行うため、市職員が被保険者の自宅を訪問していたものの、未納者に対しては保険料を金融機関で納付するように指導するのみであり、訪問先で未納者から納付書と保険料を預かり金融機関に代行納付し、領収書を当該未納者に渡すという事は行っていない。そうした仕組みは、申立期間①より後の昭和62年4月からである。」と回答しており、申立期間①において、申立人の主張する納付方法で保険料を納付することはできず、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②から④までについて、申立人は、保険料を口座振替により納付していたと述べている。

一方、A市においては、申立期間②から④までの当時、保険料の口座引落日は、納付対象月の翌月末頃としていたところ、同市は、保険料の口座引落の際、金融機関の口座の残高が保険料額に満たず引落しができなかった場合は、引落しができなかった月の翌月に限り、2か月分の保険料の合算額に見合う残高があれば、合わせて引き落としていた（以下「再振替」という。）と回答している。

これらのことを踏まえ申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間②（昭和62年4月）、③（昭和62年6月）及び④（昭和62年9月）の納付記録はそれぞれの翌月には見当たらず、当該期間の翌月の保険料の納付日は、それぞれ昭和62年6月29日、同年8月31日及び同年11月28日と記録されていることから、当該振替日時点では、申立人の口座の残高がいずれも2か月分の保険料額を満たしていなかったため、当該期間の保険料の再振替はできなかったものとするのが自然である。

また、申立期間②から④までについては、A市においては嘱託職員による代行納付が可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を、嘱託職員の代行納付により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間⑤についても、申立人は、申立期間②から④までと同様に、保険料を口座振替により納付していたと述べている。

しかしながら、A市においては前述の期間とは異なり、申立期間⑤当時、保険料の口座引落日は、納付対象月の月末頃であったとしているものの、オンライン記録によると、申立期間⑤の翌月（平成12年4月）の保険料の納付日は、平成12年6月28日と記録されており、申立期間⑤の保険料の再振替日（平成12年4月末頃）時点では、申立人の口座の残高が1か月分の保険料額を満たしていなかったため、申立期間⑤の保険料の再振替のみならず、翌月の保険料の振替もできなかったものとするのが自然である。

また、申立期間⑤当時においても、前述のとおり、A市においては嘱託

職員による代行納付が可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を、前述の嘱託職員の代行納付により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月頃 から 50 年 夏頃 まで

私は、申立期間においてA社（以下「申立事業所」という。）に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所における同僚として氏名を挙げた 12 人のうち 8 人については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、その中の 4 人は、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶していると回答していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の同僚 12 人のうち 4 人については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、複数の同僚は、申立事業所には社会保険に加入していない従業員がいた旨回答していることから、申立期間当時、申立事業所は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立事業所の事業主及び前述の同僚からは、厚生年金保険料の給与からの控除についての具体的な供述を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5331（宮崎厚生年金事案 84 及び九州（宮崎）厚生年金事案 5065 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 5 日から 38 年 4 月 17 日まで

私は、申立期間について脱退手当金を受給していないため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、事業主により代理請求がなされたものと考えられるなどとして記録訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな事情として、私が退職した A 社 B 支店の同僚の氏名が分かったので、再調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 1 回目の申立てについて、i) A 社においては、事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 6 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 8 月 20 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 2 回目の申立てにおいて、申立人は、申立期間に係る脱退手当金については、A 社から説明を受けた記憶も受給した記憶も無いとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 33 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性被保険者の

脱退手当金の支給記録を再度検証したところ、その事務処理状況や女性被保険者の回答などから、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえるほか、宮崎委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年3月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、申立期間当時にA社が発行した月刊誌が見付かり、A社B支店で一緒に勤務した同僚10人の氏名及び3人の姓が分かったので、当該同僚に事情を聴取してほしいとして再度申し立てている。

しかしながら、前述の同僚13人のうち、連絡先が判明した同僚3人に照会を行い、2人から回答が得られたものの、その回答内容からは申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の同僚13人には、女性被保険者が3人含まれているが、その全員について脱退手当金が支給済みと記録されていることがオンライン記録により確認できる。

このほかに、宮崎委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。